

軽費老人ホームケアハウス有明 管理規程

(目的)

第 1 条 軽費老人ホーム「ケアハウス有明」(以下「本施設」という。)は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な老人が、自主性のある健康で快適な生活を送れるようにすることを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 本施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。

2 本施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、行政機関、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(入所定員)

第 3 条 本施設の入所者の定員は、40人とする。

(職員の区分)

第 4 条 本施設に次に掲げる職員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 施設長 | 1人 |
| (2) 事務員 | 1人(兼務) |
| (3) 生活相談員 | 1人 |
| (4) 介護職員 | 2人 |
| (5) 調理員 | 実情数 |

2 前項のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職制及び職務)

第 5 条 本施設に次の補職名の職員を置くことができる。

園長 副園長 係長 主任 参与

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 園長は、会長の命を受け、本施設の業務を掌握し、職員を指揮監督する。
- (2) 副園長は、園長を補佐し、本施設の業務整理をするとともに必要により事務を分担する。
- (3) 係長は、上司の命を受け、担当する業務を処理し、職員を指揮監督する。
- (4) 主任は、上司の命を受け、担当する業務を処理する。

(5) 参与は、上司の命を受け、特命事項を処理する。

(事務分掌)

第 6 条 職員は、上司の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 事務員は、庶務、会計及び経理事務に関すること。
- (2) 生活相談員は、入所者に対する日課、相談、身上調査並びに福祉サービスの企画及び実施に関すること。
- (3) 介護職員は、入所者の日常生活の支援、指導及び助言に関すること。
- (4) 調理員は、調理等給食業務に関すること。
- (5) 宿直員は、宿直業務に関すること。

(入所及び退所)

第 7 条 本施設の入所者は、共同生活に適する者で、確実な身元保証人が 2 人得られるものでなければならない。

- 2 入所を希望する者は、入所申請書に、住民票、収入申告書及び住民税課税証明書を添え、本施設に提出しなければならない。
- 3 入所の決定は、書類審査のほか、面接及び園長が指定した健康診断書に基づき行うものとする。
- 4 入所決定者に対しては、入所決定通知書を発行するものとする。
- 5 入所を決定されたものは、園長と契約の締結をしなければならない。
- 6 入所者が退所するときは、30 日前までに園長に届出なければならない。

(入所者への福祉サービス)

第 8 条 本施設は、入所者が常に明るい環境のもとで、心身ともに快適な生活が送られるよう、次の福祉サービスを行うものとする。

- (1) 入所時には、入所者の従来 of 生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握を行い、入所後は入所者の各種の相談に応じるとともに、適切な助言等に努めるものとする。
- (2) 入所者の生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、入所者に助言を行うとともに、入所者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事などを行う場合には、地域交流スペースを利用することができる。
- (3) 食事の提供に当たっては、必要な栄養量を確保するとともに、入所者の嗜好調査を実施するなど、入所者の好みに合った献立を工夫し、食生活を快適なものとするように努めるものとする。
- (4) 入浴は、隔日以上とし、入所者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。
- (5) 災害その他緊急の事態に対応できるよう、あらかじめ避難計画等をたて、入所者が建物の構造等を周知徹底できるよう、防災避難訓練を実施するものとする。

- (6) 入所者に定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努めるものとする。
- (7) 心身機能の低下が著しく生活の自立が困難な入所者には、介護保険の利用をはかるよう指導、助言に努めるものとする。

(携行品)

第 9 条 入所を決定された者が、入所しようとする場合は、次に掲げるものを携行するものとする。

- (1) 印鑑
- (2) 健康保険証
- (3) 老人医療受給者証
- (4) 介護保険証
- (5) ベッド・寝具
- (6) 身の回り品
- (7) その他居室内で使用するに必要なもの

(入所者の遵守事項)

第 10 条 入所者は、相互に親睦と信頼を深め、共同生活の秩序を保つとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害さないこと。
- (2) けんか、口論、泥酔等をしないこと。
- (3) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- (4) 火気の手扱いに注意すること。
- (5) 建物、設備等に損害を与えないこと。

(入所の取消)

第 11 条 園長は、入所者が次の各号の一に該当する場合、入所を取消することができる。

- (1) 破廉恥行為をした場合
- (2) 疾病その他の事由によりケアハウス有明で生活することが不相当と認められる場合

(利用料等)

第 12 条 入所者が支払う利用料は、生活費、サービスの提供に要する費用、管理費の合算額及び毎年 7 月から 9 月までの間の冷房費、11 月から 3 月までの間の暖房費とする。

2 前項のほか、入所者が個人で使用する水道、電気及び電話の使用料並びに施設が行う特別なサービスに要する費用は、入所者の負担とする。

(利用料等の額)

第13条 管理費以外の利用料の額については、新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）に基づき個人別に算定して通知する額とする。

2 管理費の額は、一人月額16,000円とする。

(利用料の改定)

第14条 園長は、条例の改正又は条例に定める基準に変更が生じた場合は、その定めに従い利用料を改定する。

(利用料等の支払)

第15条 入所者は、第12条第1項の翌月分の利用料を前月の20日までに、同条第2項の前月分の使用料等を翌月の20日までに、園長の指定する金融機関に設けた入所者の口座より自動引落とし方式により支払わなければならない。

附 則

この規程は、平成15年8月2日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年7月1日から施行する。

● その他の利用料金

(令和6年4月1日現在)

<ul style="list-style-type: none">・ 冷房費 7月～9月 1ヶ月 7,174円
<ul style="list-style-type: none">・ 居室の電気・水道料 メーターにより自己負担
<ul style="list-style-type: none">・ 小浴室利用 1人 1時間 200円

* その他、詳細については、事務室にお尋ね下さい。

◆ 協力病院

信楽園病院附属有明診療所